

群馬県農業技術センターにおける研究費の運営管理要領

(目的)

第1 本要領は、群馬県農業技術センター（以下「センター」という。）に所属する研究者が、群馬県単独の研究費、受託研究及び、公的資金（以下「研究費」という。）について、その運営・管理に係る必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2 研究費の不正行為とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用または、委託研究契約等の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(研究者の責務)

第3 研究者は、研究活動において、研究費を適正に執行しなければならない。

(責任体系)

第4 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

なお、所長は、企画部長が責任を持って、研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(1) 所長（最高管理責任者）

所長は、研究費の運営・管理について最終的な責任を負う。

(2) 企画部長（統括管理責任者）

企画部長は、所長を補佐し、センター全体の研究費の運営・管理を行う。

(3) 環境部長、園芸部長、研究調整官、各研究センター長

（コンプライアンス推進責任者）

環境部長、園芸部長、研究調整官、各研究センター長は、それぞれの部、研究センターにおける研究費の運営・管理を行う。

(コンプライアンス研修)

第5 所長は、研究者等に対して、コンプライアンス教育を実施しなければならない。

(研究費に関する相談窓口)

第6 センター内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

(1) 研究費に関すること。（研究調整官）

ア. 外部機関との委託・受託契約に関すること。

イ. 研究成果等に関すること。

(2) 研究費の事務処理に関すること。（総務係）

ア. 各経費の予算に関すること。

イ. センター内における具体的な会計事務に関すること。

(不正防止計画の策定・実施)

第7 所長は、不正行為発生の可能性を最小にし、センター全体の視点から見直しを行うリスク管理委員会を設置する。

なお、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）は、企画部長を中心に環境部

長、園芸部長、研究調整官、各地域研究センター長、総務係長及び総務係員とし、事務局は総務係に置くものとする。

また、委員会は不正等防止計画を策定・実施し、結果を所長に報告するとともに、環境部長、園芸部長、研究調整官、各地域研究センター長により業務改善を推進する。

なお、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

（誓約書の提出）

第8 誓約書の提出

(1) 研究者等からの誓約書

所長は、センターの研究費等の取扱いに関わっている全ての研究者等から誓約書（様式 1）を提出させるものとする。誓約書の提出は1回限りとし、当該研究者等がセンターでの研究費等の取扱いに関わる間、有効とする。

(2) 取引業者からの誓約書

所長は、センターと継続的に取引を行う取引業者から誓約書（様式 2）を徴収するものとする。ただし、以下の者を除く。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・ 学校法人
- ・ 国際組織、外国企業等
- ・ 電気、ガス、水道、電話、郵便事業等
- ・ 弁護士、税理士事務所等
- ・ 商取引の相手方でない個人
- ・ その他、本件事業になじまない業種等

誓約書の提出は1回限りとし、当該業者がセンターとの取引のある間、有効とする。

（研究費の不正行為に関する対応）

第9 研究費の不正行為に関する対応

(1) 研究費の不正行為に関する内外からの研究費の不正使用や不正経理等（以下「研究費の不正行為」という。）に関する通報や告発に対する受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

受付窓口は、「群馬県農業技術センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（平成30年12月25日施行）（以下「規程」という。）第7条に定める窓口とする。

(2) 研究費の不正行為に関する調査

研究費の不正行為の通報があった場合、所長は、規程に定める調査委員会に委員会の開催を指示する。

なお、通報等の取り扱いについては、規程に則して処理するものとする。

(3) 研究費の不正行為に関する再発防止計画の策定・実施

不正行為と認められた場合、委員会は、再発防止計画を策定し、実施する。

(4) 研究費の不正行為に関する懲戒等の処分及び処分の公表不正行為と認められた場合、所長は、規程に則して処理するものとする。

（内部監査）

第10 所長は、内部監査員として次長を指名する。

内部監査員は、研究費の適正な運営・管理のため、調査委員会の協力を受けて不正防止

計画に基づき、定期的に内部監査を実施する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

誓 約 書

平成 年 月 日

農業技術センター所長 様
(最高管理責任者)

所 属
職 名
氏 名
(自署)

研究費の運営管理にあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 関係する法令・規程・規則及び、「群馬県農業技術センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「群馬県農業技術センターにおける研究費の運営管理要領」(以下「規程等という。」、行動規範を遵守すること。
- 2 資金の執行・管理において、不正を行わないこと。
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合は、県や配分機関の処分及び、法的な責任を負担すること。

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

群馬県農業技術センター所長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、群馬県農業技術センター（以下「センターという。」）との取引にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 4 センター職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(様式2)

※記載例

誓約書

年 月 日

群馬県農業技術センター所長 あて

所在地

(個人の場合は、住所)

商号又は名称

(個人で屋号がない場合は、記入不要)

代表者職氏名

(個人の場合は、氏名のみ記入)

私は、群馬県農業技術センター（以下「センターという。」）との取引にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。